

# 第八節 金 融

## 1 「金子借用証文」 正徳三年（一七一三）

〔解説〕 江戸金三分の借用証文で、借用期間は、約八ヵ月。

もし十二月の期限までに借用金の返済ができないときは、小成沢道下の畑二枚を担保として渡すというものである。

志やく用申金子事

一 江戸金三分かり申所志つ正也

右

志やく用申金子事

一 江戸金三分かり申所志つ正ニ御座候、来ル十二月、出

兼申さす候ハ、小成沢道下式枚相渡シ可申候、よつ

手かたくだんの如(て)欠カ

正徳三年ミつとのとの

巳四月九日

吉良兵衛㊤

次郎左衛門様

## 2 「金子借用証文」 宝暦九年（一七五九）

〔解説〕 前掲史料とほぼ内容は同じであるが、担保物件の畑は「粟八合まき」というように、種の播種分量で畑の面積を知ることができる。

借用申手形ノ事

一金三分㊤ 借用申所実正ニ御座候、此質物ニハ、をきノ

九ぼニ而粟八合まき、よこみちニ而粟壹はいまき、来

ル六月元り共ニ急度出シ可申候、若出シ兼申候ハ、右

ノ質物相渡し可申候 以上

為後日仍而如件

宝暦九年つちのとの

借用主

次右衛門㊤

証人

新右衛門㊤

成沢村元右衛門へ

(鳴沢・小林容正家蔵)

(鳴沢・小林容正家蔵)

3 〔田地売り渡し手形〕 寛政五年（一七九三）

〔解説〕 大麦一升蒔きの畑を担保に、十年季三分で売り渡し、十年後に借入金返済できないときは、その畑を取り上げてよいという証文で、その畑にかかわる年貢諸役の負担は買い主にお願いしたいものである。

売渡し申田地手形ノ事

一 丑ノ渡世ニ相語り申候ニ付、小成沢〔 〕所ニ而、大麦売  
 升まぎノ所を文金三分ニ売渡し申所実正ニ御座候、年  
 季ノ義わ拾年季ニ相定、年季すぎ申候ハ、右ノ金子  
 進上申候わば請地第ニ相渡し、可被下候、其内御年貢  
 諸役ノ義わ、其元方ニ而御勘定可被成候、以上  
 為後日手形仍而如件

寛政五年丑四月

成沢 仁右衛門殿江参

売主 多兵衛

証人 孫四郎

（嗚沢・小林容正家蔵）

4 〔無尽の取り定めと質入証文〕 元治元年（一八六四）

〔解説〕 無尽は講の一種で、講口を引き受けた講員の間に組織された相互融資の仕組みである。講親（発起人）が口数と一口の金額を決め講員を募集、定期に講を開き、定めた金を持ち寄り、初回は親が、二回以後は入札によって講中が順次掛け金を取得した。この無尽は一口三両掛けで十三口、三十九両を集め、取金三十両、割り戻し金八両二分、茶代二分と取り決め、年一回講が開かれ、落札取得者は麦畑・麻畑・家財道具を質物（担保）として無尽証文を書き、講中に事故のないよう誓約した。この史料の証文には元治元年く明治五年が記録されている。

（表紙）

元治元年 無尽落起連名帳 子七月十五日

無尽取定之事

一 今般私渡世ニ差語り御連中様江御無心申、無尽御取持  
 被下、難在仕合奉存候、然上者以来私儀も実躰ニいた  
 し可申候、若凶年・桑枯等之節者連中相談を以相立可  
 申筈、惣連中儀定取極申候、以上

一 取金三拾兩

一 割返し金八両式分



後鬮拾式本

無尺証文之事

一取金三拾兩なり

同断 清右衛門<sup>㊦</sup>

同断 長左衛門<sup>㊦</sup>

同断 善之丞<sup>㊦</sup>

同断 八左衛門<sup>㊦</sup>

同断 半蔵<sup>㊦</sup>

無尺証文之事

一取金三拾兩なり

此質物として川戸道ニ而大麦三升蒔、西原ニ而二ヶ所ニ而麻三盃蒔、五右衛門畑小成沢ニ而大麦三升蒔、五右衛門畑小成沢ニ而四ヶ所ニ而大麦八升蒔、半左衛門畑右之畑入置申候処相違無御座候、若掛送り兼候節者、証人方ニ而急度掛送可申候、為後日仍而如件

慶応三年

寅七月十五日

取主 五右衛門<sup>㊦</sup>

地主 半左衛門<sup>㊦</sup>

証人 寅蔵<sup>㊦</sup>

同断 七郎右衛門<sup>㊦</sup>

同断 万吉<sup>㊦</sup>

後鬮拾本

無尺証文之事

一取金三拾兩なり

右之金子只今慥ニ受取申候、此質地ニ者、並木と申処ニ而大麦八升蒔之畑、た(ト)と申処ニ而大麦八升蒔之畑、源次右衛門・茂兵衛屋敷并大麦八升蒔、同久五郎分家賤不殘入置申候処相違無御座候、若掛送り兼候ハ、証人引請急度掛送可申候、為後日仍如件

慶応元年

丑六月朔日

取主 藤左衛門<sup>㊦</sup>

証人 森右衛門<sup>㊦</sup>

同断 庄吉<sup>㊦</sup>

同断 作右衛門<sup>㊦</sup>

後鬮拾卷本

慶応三年

卯七月十二日

取主 久五郎<sup>㊦</sup>

証人 源次右衛門<sup>㊦</sup>

同 茂兵衛<sup>㊦</sup>

同 源市良<sup>㊦</sup>

同 弥三郎<sup>㊦</sup>

同 秀兵衛<sup>㊦</sup>

同 谷右衛門<sup>㊦</sup>

無尽証文之事

一取金拾五兩なり

右之金子只今慥ニ受取申候処実正明白也、此質地とし

て、屋敷統表裏ニて大麦六升之畑(株)欠カ入置申候処相違無御

座候、万一掛送り兼候節者、証人方ニ而質地取上、急度

掛送り可申候、為後日無尽証文仍而如件

明治二年 取主 谷右衛門<sup>㊦</sup>

巳七月十日

証人 源次右衛門<sup>㊦</sup>

無尽証文之事

一取金拾五兩なり

右之金子只今慥ニ受取申候処実正明白也、此質物とし

て字東白田和ニ而大麦七升蒔、西白田和ニ而式升蒔、

右式ヶ所、園右衛門畑西白田和ニ而大麦式升五合蒔、

並木堂前大麦式升蒔、右式ヶ所、米吉畑右之通り入置

申候処相違無御座候、万一掛送り兼候節者、証人ニ而

質地取上急度掛送り可申候、為後日無尽之証文、仍而

如件

一金三拾兩なり

但シ通用金也

右之金子只今慥ニ受取申候処実正明白也、此質物とし

て、字もゞの木ニ而麻五盃蒔、並木ニ而大麦三升蒔、田

所ニ而大麦四升蒔之処入置申候処相違無御座候、万一

掛送り兼候節者、証人方ニ而質地取上、急度掛送り可

申候、為後日無尽証文仍而如件

明治三年 取主 長左衛門<sup>㊦</sup>

午八月廿四日

証人 権八<sup>㊦</sup>

明治二年

取立 米吉<sup>㊦</sup>

巳七月十日

証人 周右衛門<sup>㊦</sup>

後嗣七本 (以下略)

後嗣八本

同断 源五左衛門<sup>㊦</sup>

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

5 〔畑売り渡し証文〕 慶応三年（一八六七）

〔解説〕 大麦三升蒔きの畑を担保に、十年季、十兩で売り渡した証文である。

売渡申畑証文之事

一 当辰之御年貢諸役ニ差詰り売渡申畑我等代々持来ル候字川戸道と申処ニ而、大麦三升蒔之処此度貴公様江御無心申、代金拾兩ニ売渡申畑処、年季ノ儀者拾年季ニ相定申処実正明白也、然上者御年貢諸役之儀者御水帳次第御勤可被成候、尤、此畑ニ付諸親類者不及申何方込も罷出、急度差構申者無御座候、万一六ヶ敷儀有之候ハ、何方込も罷出急度埒明、貴殿江少も御若勞相懸申懸敷候、<sup>（間）欠カ</sup>為後日証文仍而如件

慶応三年七月日

売主 王右衛門<sup>㊦</sup>

証人 七郎右衛門<sup>㊦</sup>

当村重左衛門様

証人 万 吉<sup>㊦</sup>

組合証人 直之進<sup>㊦</sup>

（鳴沢・小林容正家蔵）